

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準

(令和6年1月30日改正)

大任町事業課

目 次

§ 1	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準	1
1	法第4条に規定する開発行為の定義	1
2	開発行為許可申請の手続	6
3	設計者の資格	6
4	公共施設管理者の同意・協議	7
5	公共施設の用に供する土地の帰属	8
6	開発許可の基準	9
(1)	用途地域等への適合	10
(2)	道路、公園等の公共空地の確保等（法第33条第1項第2号）	10
ア	道路	10
イ	公園	18
ウ	消防の用に供する貯水施設	19
(3)	排水施設	19
ア	開発区域内の下水の排出	19
イ	開発区域外の排水施設等との接続	21
ウ	排水施設の構造等	21
(4)	給水施設	22
(5)	地区計画等	23
(6)	公共施設、公益的施設及び予定建築物等の用途の配分	23
(7)	擁壁の設置等	23
ア	擁壁等の構造基準	23
イ	切土	24
ウ	盛土	30
(8)	災害危険区域等の除外	32
(9)	樹木の保存、表土の保全	32
ア	樹木の保存	32
イ	表土の保全	33
(10)	緩衝帯	37
(11)	輸送施設	39

(12) 申請者の資力・信用	39
(13) 工事施行者の能力	39
(14) 関係権利者の同意	39
(15) 敷地面積の最低限度	40
§ 2 開発行為の変更許可申請に係る審査基準	41
§ 3 開発行為に関する工事の検査済証交付に係る審査基準	42
§ 4 開発行為に関する工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請 に係る審査基準	44
§ 5 建築物の特例許可申請に係る審査基準	45
§ 6 予定建築物等以外の建築等許可申請に係る審査基準	46
§ 7 地位承継承認申請に係る審査基準	47
別表 1 提出図書の一覧表	48
別表 2 設計者の資格について	52
別表 3 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類	53
別表 4 設計製図凡例	54
別表 5 設計図の作成要領	56
別表 6 都市計画法に基づく開発許可事務等標準処理期間	60
別表 7 申請等手数料	61
別表 8 開発許可標識	63
別表 9 公共施設の管理協定書の参考例	64
様式集	72

凡例

法令等の略語については、次のとおりとする。

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）……………「法」
- ・都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）……………「令」
- ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）……………「規則」

- ・福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
（平成 16 年福岡県条例第 21 号）……………「条例」
- ・福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
（平成 16 年福岡県規則第 21 号）……………「条例施行規則」
- ・福岡県都市計画法施行細則
（昭和 46 年福岡県規則第 10 号）……………「県規則」